

鳥取大学附属学校部運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学の管理運営に関する規則第26条第2項の規定に基づき、鳥取大学附属学校部運営委員会（以下「委員会」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標・計画に関すること。
- 二 管理運営及び業務に関すること。
- 三 部長候補適任者の決定に関すること。
- 四 校（園）長候補者の決定に関すること。
- 五 教員人事の基本方針に関すること。
- 六 予算に関すること。
- 七 教育及び保育の研究に関すること。
- 八 教育実習等に関すること。
- 九 入学者選抜に関する基本的事項に関すること。
- 十 施設、設備の整備に関すること。
- 十一 附属学校園の安全管理に関すること。
- 十二 その他附属学校部の運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 附属学校部長
 - 二 附属学校の校長及び副校長（幼稚園にあつては、園長及び副園長とする。）
 - 三 地域学部、工学部、農学部及び教育支援・国際交流推進機構から選出された教授 各1名
 - 四 その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第4号の委員の任期はその都度定める。

第4条 委員会に、委員長を置き、附属学校部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(専門委員会)

第5条 専門の事項を検討することの必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、委員会の推薦により、委員長が任命する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、過半数同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、附属学校の人事に関する事項を審議する場合には、委員の3分の2以上の者を出席及び出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、附属学校部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て附属学校部長が定める。

附 則（平成16年鳥取大学附属学校部規則第1号）

この規則は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年鳥取大学附属学校部規則第1号）

この規則は、平成18年1月11日から施行する。

附 則（平成18年鳥取大学附属学校部規則第5号）

この規則は、平成18年5月17日から施行し、改正後の鳥取大学附属学校部運営委員会規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成27年鳥取大学附属学校部規則第1号）

この規則は、平成27年2月12日から施行し、改正後の鳥取大学附属学校部運営委員会規則第2条の規定は、平成26年11月10日から適用する。

附 則（令和元年鳥取大学附属学校部規則第1号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鳥取大学附属学校部運営委員会規則第3条第3号の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。